

平成30年度

四日市市嘱託職員(図書館司書) 採用試験要項

1 募集職

○募集職 嘱託職員(図書館司書)

◇主な業務内容

- ・ 図書館のカウンター業務や資料の整理業務など図書館奉仕全般、移動図書館業務 等

2 勤務先と採用予定人数

○勤務先 四日市市立図書館 (四日市市久保田一丁目2番42号)

○採用予定人数 四日市市立図書館 1名

3 採用予定日 平成30年7月1日

4 受験資格 次の(1)~(4)の条件を満たす人に限ります。

- (1) 昭和33年7月2日以降生まれの人。
- (2) 司書資格を有する人。(採用予定日までに取得見込みの人を含む。)
- (3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人。
- (4) 外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人。

☆ 地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験日及び会場

試験日	平成30年5月26日(土) 午前9時00分から午後3時30分頃まで (時間は予定)
会場	四日市市総合会館 7階第1研修室等 [四日市市諏訪町2番2号]

6 試験内容(予定)

試験科目	内容
教養試験	市嘱託職員として必要な一般知識についての筆記試験を行います。 [90分]
適性検査	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査を行います。 [50分]
面接試験	人物及び職務に対する適応性等の総合評価を行います。

※ 試験日には、筆記用具(鉛筆B又はHB)、消しゴムなどの筆記用具を持参してください。

7 合格発表

平成30年6月上旬の予定。郵便にて本人に通知します。
*採用内定者には、健康診断を受診していただきます。

8 受験手続

(1) 提出書類

- ◇ 受験申込書 1部(市規定用紙。3か月以内に撮影の上半身・脱帽の写真[30×40mm]を貼ること。)
*学歴・職歴欄については、現在に至る経歴を漏れなく正確に記載すること。
- ◇ 受験票 1部(市規定用紙。受験申込書と同一写真を貼り、受験申込書から離さないこと。)
- ◇ 司書資格を証する書類 1部(コピー不可、取得見込みの場合は、最終学歴の卒業見込証明書及び履修科目がわかる証明書)
- ◇ 返信用封筒(定形) 2通(受験票、試験結果送付用。2通とも宛名を明記し、82円切手を貼ること。)
- ◇ 住民票等の在留資格を証する書類 1部(外国籍の人のみ)
※ 個人番号情報は不要です。
※ 受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。
なお、提出書類については返却いたしません。

(2) 提出先

四日市市久保田一丁目2番42号 (〒510-0821) 四日市市立図書館 事務室

(3) 受付期間

平成30年4月18日(水) ~ 平成30年5月9日(水)

- * 郵送の場合は、「受験申込書在中」と封筒に朱書きしてください。
- * 郵送の場合でも、締切日までに到着分のみ有効とします。
- * 持参する場合

四日市市立図書館 2階事務室

受付時間 午前9時30分から午後5時15分まで (ただし、毎週月曜日と第2・4火曜日を除く)

9 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には総合順位と総合得点をお知らせします。以下の要領で申請してください。

(1) 期 間:合格発表日から1か月間

(2) 場 所:四日市市立図書館

(3) 方 法:受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参のうえ、直接申請すること。

10 受験についての問い合わせ先

四日市市教育委員会 四日市市立図書館 ☎(059)352-5108

※ 四日市市立図書館の休館日は、毎週月曜日と第2・4火曜日です。

☆ 採用後の給与、勤務時間等

給料等月額	185,460円(平成30年4月現在)
その他諸手当	嘱託職員の就業に関する要綱の定めるところにより支給されます。 <例>期末・勤勉手当(4.4月分)、通勤手当、時間外勤務手当など
勤務時間等	1週間あたり38.75時間
休 暇	嘱託職員の就業に関する要綱の定めるところにより付与されます。 <例>年次有給休暇など
任用期間	平成31年3月31日まで。(更新あり。但し、更新は最長平成35年3月31日まで。なお、60歳を超えて新たな更新を行いません。)

11 その他

地方公務員法等の改正により、身分・勤務条件等が変更となる場合があります。